

災害から文化資産を守る！

～三重県文化資産防災ネットワークの取組～

近年、日本では毎年のように自然災害が頻発しています。大雨・洪水・台風・地震・津波・火災などの災害は三重県内でも発生しています。

そうした災害が発生した時、各地で受け継がれてきた大切な文化資産も被災することがあります。地震などによって古い建物が倒壊したり、蔵や倉庫で保管されている古文書や道具類、そして遺跡から出土した土器や石器が水害によって浸水したり流失したりすることもあります。また、皆さんの家で古くから受け継がれてきた大切な資料や古い写真などが傷つくこともあるかもしれません。

三重県では、令和4年4月に県立文化施設等を中心とした文化資産の防災ネットワークを構築し、要綱と要項を施行しました。これは各地域で大切に受け継がれてきた「文化資産」を、風水害や地震などの自然災害から守るため、県内の文化資産の災害対策を連携して行うものです。

1月26日の「文化財防火デー」にちなみ、三重県内での防災活動や文化資産を守るための取組を紹介します。

※ここでいう文化資産とは、各地域で大切にされてきた文化財や歴史的・文化的資料を指します。

※1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年のこの日におきた火災によって法隆寺金堂の国宝の仏像壁画の大半が焼失したことがきっかけとなり、昭和30年から文化財を火災、震災その他の災害から守るため、文化財防火運動を全国で展開し、文化財愛護に関する興味関心を高める取組を行っています。

発生する災害 三重県で起こった災害の事例

三重県内でも様々な災害が発生しています。台風による豪雨災害はその中でも代表的なものであり、近年でも県内各地で水害による被害がみられます。



1959年(昭和34年) 伊勢湾台風 桑名市内



1974年(昭和49年) 志登茂川氾濫 津市内



2004年(平成16年) 台風21号 海山町役場
(現:紀北町海山総合支所)



2011年(平成23年) 台風12号 三重県熊野庁舎
(三重県県土整備部河川課河川計画班より画像提供)

災害が発生 その時文化資産は・・・

災害が発生したとき、文化財に指定・登録されている建物が倒壊したり、多くの文化資産を収蔵している博物館や図書館が浸水したり焼失したりするなど、文化資産も被害を受けることが多くあります。

文化資産は地域の歴史や文化を語る証人のようなものです。文化資産が大きな被害を受けた時、全国から文化財レスキューの専門家が集まり、被災した資料を救出する体制が構築されています。



①②能登半島地震で被災した寺院（①石川県立歴史博物館提供）

③④東日本大震災で被災した図書館資料

③④出典：saveMLAK Community (<http://savemlak.jp> 大槌町立図書館 201107.09 | Takahiro MARUYAMA | Flickr)

災害時の 文化資産救援活動

被災した博物館や資料館から、資料を救出する活動は、熊本地震や能登半島地震などで実際に行われました。被災した資料を少しでも多く救い出し、次世代へとつなげていくための大切な取組です。



① ② 被災した現場から資料を搬出 ③トラックに積込 ④安全な場所に仮収納
(いずれも文化財防災センター提供)

災害発生時における 博物館・美術館・図書館等の取組

災害発生時は、人命救助、安全の確保が第一です。博物館・美術館の学芸員や図書館の司書等もまずは人命優先で救助作業にあたります。その後、安全を確保しながら、収蔵品等の点検や調査をおこないます。

大規模災害が発生すれば、博物館・美術館・図書館も被災し、館の収蔵品等にも被害が及ぶことがあります。膨大な収蔵品等が被災すれば、その館の職員だけでは救出が間に合いません。そのような際に近隣地域や近隣県、全国の博物館・美術館・図書館が加盟する組織などが救援活動やその後の修復作業にも参加することがあります。



- ① 被災した資料の搬出 ② 文化資産の救出(修復前・国立国会図書館に搬入・①とは別資料)
③ 救出資料を解体、洗浄する様子(②と同資料)

(①文化財防災センター提供 ②③出典:国立国会図書館東日本大震災アーカイブ)

令和6年能登半島地震での 国の文化財レスキュー活動

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」は最大震度7を観測し、各地域に甚大な被害をもたらしました。同年9月には能登半島で記録的な大雨を観測し、さらに被害が拡大して多くの文化資産が被災しました。

被災文化財を救出するため、国は独立行政法人文化財機構の一つである文化財防災センターを中心に、文化財レスキュー・ドクター事業を実施しています。この事業は、文化財や美術品、文化資産などが廃棄されたり紛失することを防ぐため、所有者からの要請に応じて資料を安全な場所に救出・文化財建造物を調査することを目的としています。救出した資料は、適切な応急処置が行われることもあります。



- ① 土蔵から文化財を運び出す ② 被災した寺院から仏像を搬出する ③ 被災した建物から額を搬出する
④ 被害状況調査(文化財ドクター事業) (①④石川県立歴史博物館提供 ②③文化財防災センター提供)

すてないで！ 文化資産の保護に向けて ～災害後に発揮される文化資産の力～

個人の家や地域で大切に守られた歴史資料などの文化資産を守る活動は、阪神・淡路大震災を契機に始まりました。

地震や豪雨災害などが起きますと、被災した家に保管されている文化資産は、家財などと一緒に災害ゴミとして捨てられることがあります。また、文化資産は水につかると腐敗が進んでしまうことがあります。

なぜ、文化資産を守っていくのか。それは「災害によって地域の歴史を断絶させてはならない」という思いから来るものです。写真や日記、新聞やチラシなど、今は当たり前存在しているものでも、100年後にはその地域を知るための貴重な歴史資料になる可能性があります。

また、文化資産はそれを取り巻く地域の人たちの心のよりどころにもなるのです。残された貴重な資料があることで、そのものから記憶や絆をたどり、被災した地域の復興の原動力を引き出す力も持っているのです。

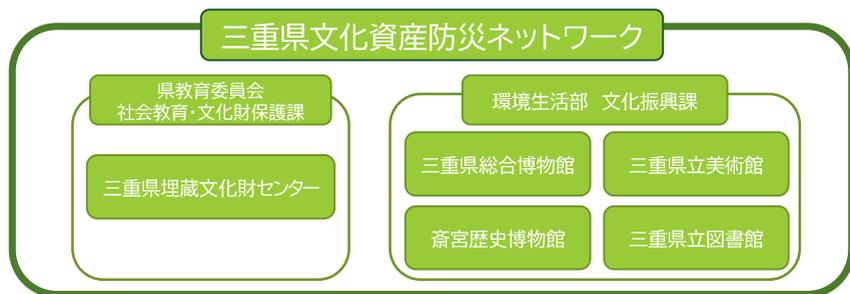


① 襖の下に使われていた文書 ② 家に伝わっていた資料群 (①②石川県立歴史博物館提供)

もし文化資産が被災したら…

～三重県文化資産防災ネットワーク～

三重県では、文化資産を取扱う部局が横断して連携を取り、災害時に活動できるようネットワークを構築しました。



三重県文化資産防災ネットワークでは以下のことに取り組んでいます。

(1) 文化資産の資料情報の調査・収集・整備

必要な情報を調査・収集、整備し、平時の防災対策にも取り組みます。また、災害時に速やかに情報収集や救出ができるように、情報共有を行います。

(2) 災害時における情報収集・救出活動

県内の文化資産にかかる被災情報等を収集し、迅速に資料の被災状況の調査や救出活動を行うとともに、必要に応じ市町や所有者等関係者に対し助言を行います。

(3) 災害時における記録作成・収集・保管

災害時における記録を作成、収集し、保管することで、どのような活動が行われたか検証し、今後の適切な活動に活かします。

(4) 文化資産の防災・救援に関する人材育成及び普及・啓発

文化資産の防災・救援に関する人材を育成し、広く県民の皆様のご協力を得るため、平時の活動のひとつとして普及・啓発活動を行います。

もし文化資産が被災したら…

～全国的な専門機関の主な取組～

独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

文化財を災害から守るために、①地域防災体制の構築、②災害時ガイドライン等の整備、③レスキュー及び収蔵・展示における技術開発、④普及啓発、⑤文化財防災に関係する情報の収集と活用、の5つの事業を行っています。

全国歴史資料保存 利用機関連絡協議会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は歴史資料の救出を中心に、他団体と連携し、衆知をあつめ、支援に取り組んでいます。

公益財団法人 日本博物館協会

東日本大震災、熊本地震、全国各地の豪雨被害等、被災した資料の救出・修復作業活動や普及啓発活動を行っています。

公益社団法人 日本図書館協会

東日本大震災対策委員会、図書館災害対策委員会等を立ち上げ、被災した全国各地の図書館の支援活動や普及啓発活動を継続して行っています。

全国歴史民俗系 博物館協議会

東日本大震災の後に発足。全国各地の被災した歴史・民俗博物館への支援活動や、レスキュー事業における普及啓発活動を行っています。

全国美術館会議

東日本大震災をはじめとした全国各地の大災害を受け、2017年5月に災害対策委員会を発足しました。大規模災害発生時における被災資料救出活動など、様々な取組を行っています。